

第4節 米ソ(露)二国間軍縮

14

13 戦略攻撃能力の削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約(戦略攻撃能力削減条約)(抄)

署 名 二〇〇二年五月二四日(モスクワ)
効力発生 二〇〇三年六月二日

第一条(戦略核弾頭の総数制限)各締約国は、二〇〇一年一月一三日にアメリカ合衆国大統領が、また二〇〇一年一月三日及び二〇〇一年二月一日にロシア連邦大統領がそれぞれ述べたように、戦略核弾頭を削減し及び制限し、二〇〇二年一月三十一日まで各締約国につき戦略核弾頭の総数が一七〇〇ないし二二〇〇を超えないようにする。各締約国は、このように定められた戦略核弾頭数の総数制限に基づき、戦略攻撃兵器の構成と構造を独自に決定する。

第二条(START条約の効力継続)両締約国は、START条約がその条項に従い、引き続き効力を有することに合意する。

第三条(二国間実施委員会)両締約国は、この条約の実施のため、少なくとも年二回、二国間実施委員会を会合を開催する。

第四条(効力発生、有効期間、脱退) 1 この条約は、各締約国の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二〇〇二年一月三十一日まで効力を有するものとし、両締約国の合意により延長し、又は、同日より前に後の協定に代えることができる。

3 各締約国は、他方の締約国に三箇月前に書面通告することにより、その主権を行使してこの条約から脱退することができる。

第五条(登録)(略)